

久御山町第6期障害福祉計画
久御山町第2期障害児福祉計画

令和3年3月
久 御 山 町

【目次】

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 障害者総合支援法の概要.....	3
第2章 町の現状.....	6
1 町人口の推移.....	6
2 障害のある人の状況.....	7
第3章 計画の進捗状況と評価.....	10
1 自立支援給付の推移.....	10
2 障害児通所給付の推移.....	14
3 地域生活支援事業の推移.....	15
第4章 計画の基本方針.....	18
1 障害福祉計画の基本方針.....	18
2 計画策定のポイント.....	19
3 令和5年度に向けた成果（数値）目標の設定.....	19
第5章 各種サービス等の事業量見込み.....	23
1 自立支援給付の必要量の見込み.....	23
2 障害児通所給付の必要量の見込み.....	26
3 地域生活支援事業の必要量の見込み.....	28
第6章 障害福祉の充実に向けた今後の方向.....	31
1 障害や障害のある人に対する理解の促進.....	31
2 制度及びサービス内容の周知と普及.....	31
3 利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供.....	31
4 サービス提供に関わる人材の確保・育成.....	32
5 相談体制の充実.....	32
6 障害福祉サービスなどの充実.....	33
7 就労に向けた支援の充実.....	33
8 手話施策の推進.....	34
9 発達障害のある人への支援.....	34
10 感染症対策の徹底.....	35
第7章 計画の推進に向けて.....	36
用語解説.....	37

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成17年10月に障害者自立支援法が成立し、障害福祉サービスの一元化、就労支援の強化、費用負担の見直しといった制度改正が行われ、障害者福祉施設やサービス体系の抜本的な見直しが行われました。

本町では、これらの制度改正に対応するため、平成18年度に久御山町第1期障害福祉計画を、さらに平成21年度に久御山町第2期障害福祉計画を策定し、障害のある人が安心して日常生活及び地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供とサービス提供基盤の整備に努めてきました。

その後、国においては、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（いわゆる「障害者総合支援法」）をはじめとする関連法の改正が行われました。平成23年8月に改正された「障害者基本法」では障害者の定義を見直したほか、平成25年4月施行の「障害者総合支援法」では、制度の谷間のない支援をめざすとともに、法に基づく支援が地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、障害のある人への差別を禁止する「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に「障害者権利条約」が発効となりました。

一方、障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者就労施設などが供給する物品及び役務の需要の増進を図ることが重要であることから、「障害者施設等からの物品等の調達方針」を定め、障害者の自立を側面から支援します。

さらに、平成30年4月施行の改正児童福祉法第33条の20により障害児福祉計画の策定が規定されたことに伴い、本計画の中で第1期障害児福祉計画として盛り込み、一体化したものとして策定しました。

このたび、現行の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画が令和2年度をもって計画期間が終了するため、これまでの計画の進捗状況を踏まえつつ、久御山町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定し、障害福祉の充実に向けての目標及び各事業量の設定など、これまで実施してきた取り組み等の更なる推進を図ります。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。今後、久御山町が進めていく障害福祉サービスに関する給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めたものです。

また、障害のある人の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、久御山町における障害者施策すべての方向性を明らかにした「久御山町第 4 次障害者基本計画」をはじめ、その他関連計画との調和を図ったものとしします。

(参考)

- 障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 児童福祉法第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

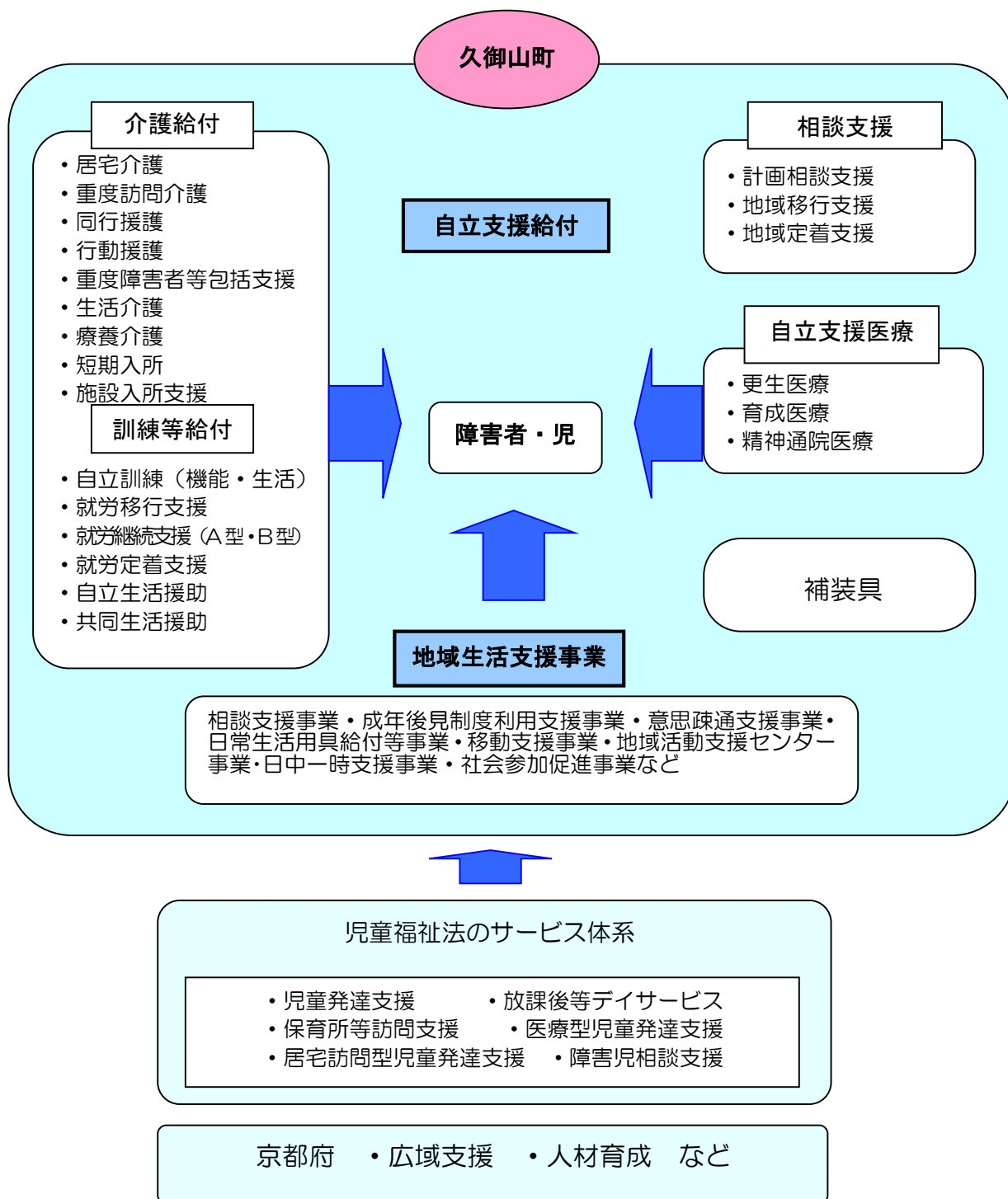
3 計画の期間

障害福祉計画、障害児福祉計画は、3 年を 1 期として定める障害福祉サービスなどの確保に関する計画です。この第 6 期障害福祉計画および第 2 期障害児福祉計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とします。

4 障害者総合支援法の概要

(1) 自立支援システムの全体像

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体を図に表すと、次のとおりとなります。全国一律の仕組みである「自立支援給付」と、都道府県や市町村が行う「地域生活支援事業」の各種サービスに大別されます。



(2) 障害福祉サービスの体系

障害福祉サービスは、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用する目的や内容が異なります。

サービス体系			
自立支援給付	介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）
			重度訪問介護
			同行援護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
		日中活動系	生活介護
			療養介護
			短期入所（ショートステイ）
		居住系	施設入所支援
	訓練等給付	日中活動系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
			就労移行支援
			就労継続支援（A型：雇用型・B型：非雇用型）
			就労定着支援
		居住系	共同生活援助（グループホーム）
			自立生活援助
	相談支援	地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	
		計画相談支援	
地域生活支援事業 （主な事業）			障害者相談支援事業
			成年後見制度利用支援事業
			意思疎通支援事業
			日常生活用具給付等事業
			移動支援事業
			地域活動支援センター事業
			日中一時支援事業
			社会参加促進事業

（※各サービスの説明は巻末の用語解説に掲載しています。）

(3) 障害児通所支援の体系

児童福祉法の改正により、障害児の福祉サービスも計画に組み込むこととしました。

児童福祉法によるサービスは、通所支援サービスと相談支援サービスに大別されます。

サービス体系		
児童福祉法	通所支援	児童発達支援
		医療型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
		居宅訪問型児童発達支援
	相談支援	障害児相談支援

(※各サービスの説明は巻末の用語解説に掲載しています。)

第2章 町の現状

1 町人口の推移

久御山町における総人口の推移を国勢調査の結果からみると、減少傾向が続いており、平成7年から平成27年までの20年間に2,328人の減少となっています。

このなかで、65歳以上の高齢者人口は、この20年間に約2.4倍（2,616人増加）となり、高齢化率も10.4%から28.5%へ上昇しています。一方で0～14歳の年少人口は、この20年間に約7割に減少（971人減少）しており、少子高齢化が進行しています。

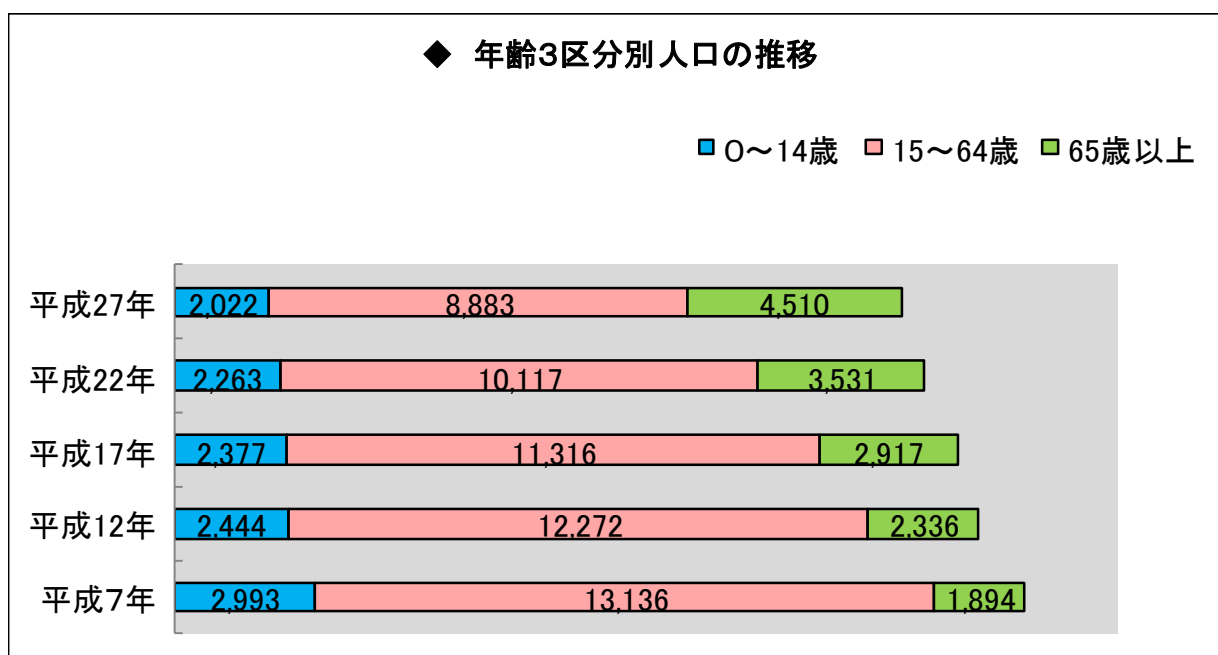
【年齢3区分別人口の推移】

単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	18,133	17,080	16,610	15,914	15,805
0～14歳	2,993	2,444	2,377	2,263	2,022
15～64歳	13,136	12,272	11,316	10,117	8,883
65歳以上	1,894	2,336	2,917	3,531	4,510

※総人口には[年齢不詳]を含む。

資料：国勢調査 各年10月1日現在



資料：国勢調査 各年10月1日現在

2 障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人の状況

久御山町における身体障害者手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にあります。平成28年から令和2年までの4年間で64人の増加があります。

また、手帳等級別にみると、「4級」が最も多く、増加数においても「4級」が48人と最も多くなっています。

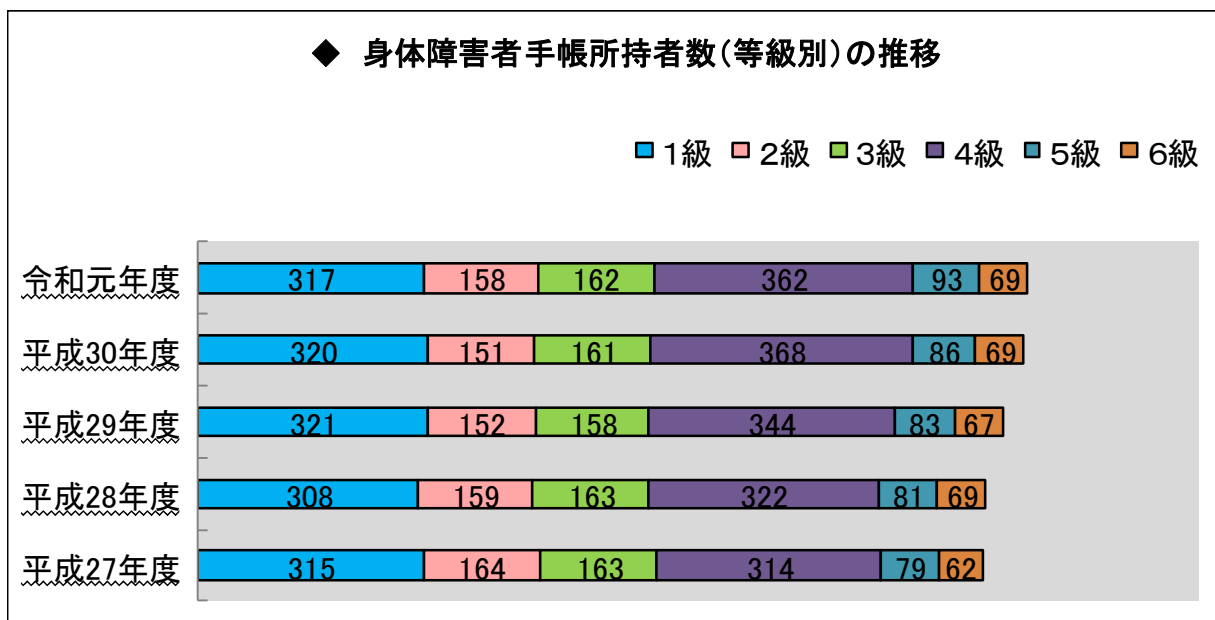
【身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総数	1,097	1,102	1,125	1,155	1,161
1級	315	308	321	320	317
2級	164	159	152	151	158
3級	163	163	158	161	162
4級	314	322	344	368	362
5級	79	81	83	86	93
6級	62	69	67	69	69

資料：住民福祉課 各年3月31日現在

◆ 身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移



資料：住民福祉課 各年3月31日現在

(2) 知的障害のある人の状況

久御山町における療育手帳所持者数の推移をみると、毎年増加しており、平成28年から令和2年の4年間で11人の増加となっています。

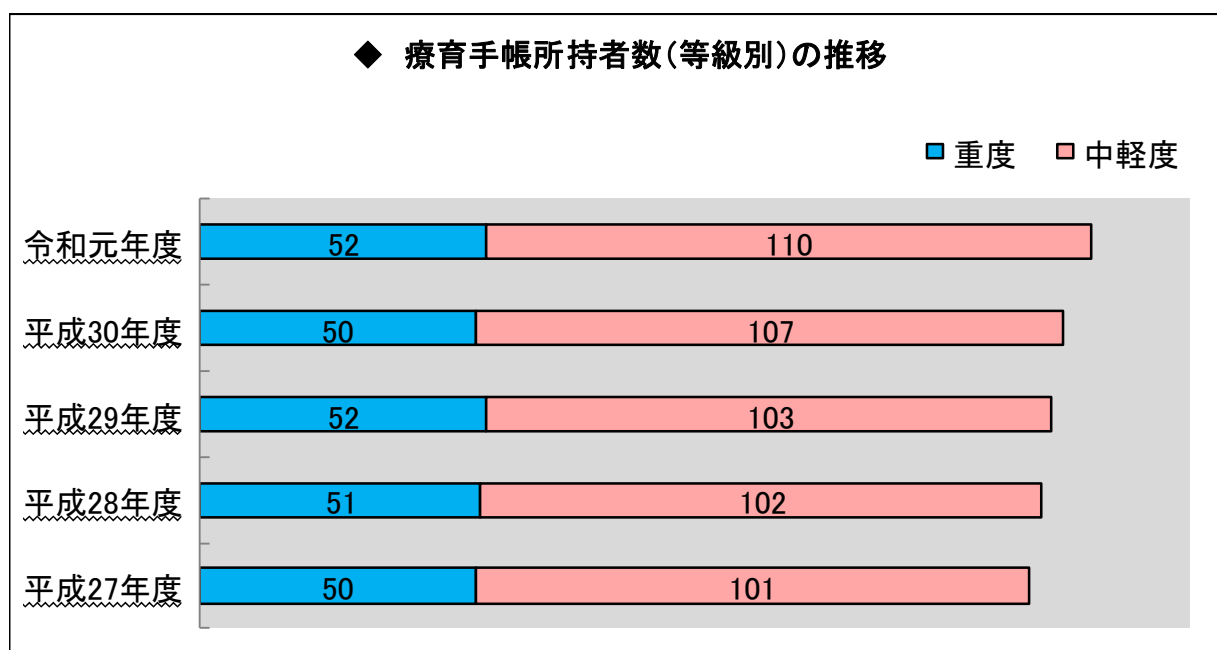
また、等級別にみると、どの年も「中軽度」が「重度」に比べて多く、「重度」「中軽度」とともに増加傾向です。

【療育手帳所持者数（等級別）の推移】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総数	151	153	155	157	162
重度	50	51	52	50	52
中軽度	101	102	103	107	110

資料：住民福祉課 各年3月31日現在



資料：住民福祉課 各年3月31日現在

(3) 精神障害のある人の状況

久御山町における精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成28年から令和2年の4年間では39人の増加となっています。

また、等級別にみると、「2級」「3級」が「1級」に比べて多い傾向となっています。

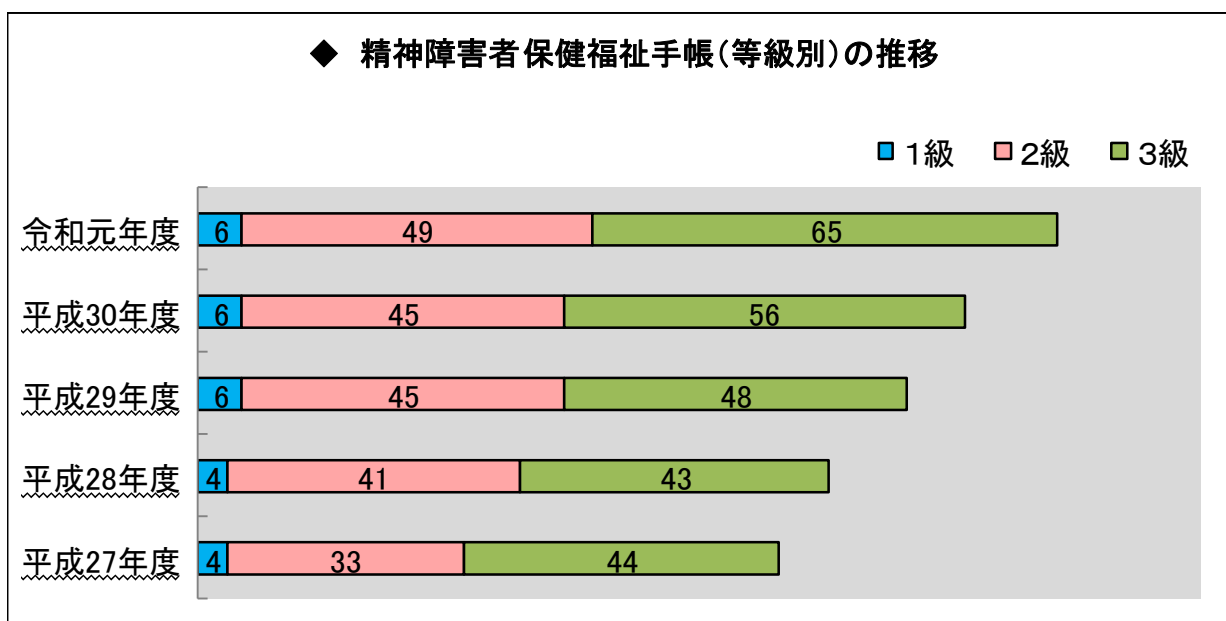
また、自立支援医療（精神通院医療）受給者については、平成28年から令和2年までの4年間で9人の増加となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総数	81	88	99	107	120
1級	4	4	6	6	6
2級	33	41	45	45	49
3級	44	43	48	56	65

資料：住民福祉課 各年3月31日現在



資料：住民福祉課 各年3月31日現在

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	214	217	208	210	223

資料：住民福祉課 各年3月31日現在

第3章 計画の進捗状況と評価

1 自立支援給付の推移

第5期計画（平成30年度から令和2年度）で策定した障害福祉サービスの各サービスの見込み量（計画値）に対比して、実際の利用状況（実績値）を以下に示します。

◆表の見方

- ①各サービスの実績値については、平成30年度、令和元年度は年度末（3月末）の実績を示しています。令和2年度は8月末の実績を示しています。
- ②表の数値は上段が「利用量」、下段が「利用者数」を示しています。
「利用量」の単位の見方は以下のとおりです。
 - ・時間分/月：月間のサービス提供時間数
 - ・人日分/月：月間の利用者数×1人1月あたりの平均利用日数
 - ・人分/月：月間の平均利用者数
「利用者数」の単位の見方は以下のとおりです。
 - ・人/月：月間のサービスを利用する人の人数
なお、「人分」（利用量）で見込むサービスについては、「利用量」と「利用者数」は同じ数値であるため、「人分」（利用量）のみを示しています。
- ③数値は少数点以下を四捨五入して整数表示しているため、「1」以下の実績は、実績があっても「0」と表示されています。

（1）訪問系サービスの状況

①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	時間分/月	831	747	840	606	850	531
	人/月	35	37	36	35	37	36

計画では、毎年利用が増加することを想定して計画値を設定していましたが、実績値は逆に減少していき、いずれの年度も実績値が計画値を下回りました。

障害福祉サービスの利用者が介護保険のサービスへ切り替わることも含めて検討した計画値とする必要があると考えます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	人日分/月	560	652	560	729	540	750
	人/月	29	36	29	39	28	41

実績値を見ると、利用量、利用者数ともに年々、増加傾向にあります。

新たにサービス利用を開始した、他のサービスから移行したことなどからサービスの利用が増加したものと考えます。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立訓練 (機能訓練)	人日分/月	3	4	3	1	3	0
	人/月	1	2	1	1	1	0
自立訓練 (生活訓練)	人日分/月	47	19	57	0	67	21
	人/月	4	1	5	0	6	1

自立訓練（機能訓練）については、平成30年度に2人、令和元年度に1人、自立訓練（生活訓練）については、平成30年度及び令和2年度に1人の利用がありました。

平成30年度の自立訓練（機能訓練）以外はすべての年度で計画値を大きく下回っています。

③ 就労移行支援

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
就労移行支援	人日分/月	44	11	66	20	88	23
	人/月	2	4	3	5	4	2

実績値を見ると、利用量は計画値を大きく下回っているものの増加傾向であり、利用者数は年度によりばらつきが見られますが、企業等で働くことを希望する人の支援ができたと考えます。

④ 就労継続支援（A型・B型）

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
就労継続支援 (A型)	人日分/月	203	229	225	285	247	316
	人/月	10	14	11	15	12	15
就労継続支援 (B型)	人日分/月	567	558	611	540	655	461
	人/月	33	33	35	32	37	30

就労継続支援については、A型では全ての年度において、利用量、利用者数ともに計画値を上回っています。一方、B型では利用量は全ての年度において計画値を下回っており、利用者数は平成30年度は計画値と同数で、令和元年度、令和2年度は計画値を下回っています。

⑤ 療養介護

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
療養介護	人分/月	1	2	1	2	1	2

各年度とも計画値より1人の増加となっています。

⑥ 短期入所(ショートステイ)

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
短期入所	福祉型	人日分/月	90	75	96	65	102	78
		人/月	15	17	16	17	17	14
短期入所	医療型	人日分/月	4	4	6	8	8	2
		人/月	2	2	3	2	4	2

福祉型は、各年度とも利用量は計画値より実績値が下回っていますが、平成30年度、令和元年度の利用者数は実績値が上回っています。また、医療型は、利用量は年度によりばらつきはあるものの、利用者数は各年度とも同数となっているため利用者の状況に応じた利用となっているものと考えます。

⑦ 就労定着支援

事業名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
就労定着支援	人	1	0	1	0	1	0

各年度ともに就労定着支援の利用実績はありませんでした。

(3) 居住系サービス

事業名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助 (グループホーム)	人分/月	10	11	11	12	12	12
施設入所支援	人分/月	16	16	15	16	14	15

共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援ともに概ね計画どおりの実績となりました。

(4) 相談支援

事業名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	人	66	56	69	55	72	53
地域移行支援	人	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0

計画相談支援は、各年度ともに計画値より実績値が下回っています。

地域移行支援、地域定着支援ともに利用実績はありませんでした。

計画相談支援については、利用者が定着化しているため、計画値を見直す必要があると考えます。

2 障害児通所給付の推移

第5期計画における本町の障害児通所給付等の実績を計画値と対比して以下に示します。 ※令和2年度の実績値は、令和2年8月末現在。

(1) 障害児支援サービス(児童福祉法)

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	日分/月	16	8	16	19	16	17
	人	2	1	2	3	2	1
医療型児童発達支援	日分/月	33	19	33	3	33	0
	人	3	2	3	1	3	0
放課後等デイサービス	日分/月	144	255	152	315	152	315
	人	17	27	18	33	18	30
保育所等訪問支援	日分/月	5	3	5	4	5	0
	人	1	3	1	4	1	0
障害児相談支援	人	25	14	26	26	27	19

児童発達支援について、利用量は平成30年度に計画値を下回っているものの、令和元年度、令和2年度ともに計画値を実績値が上回っています。また、利用者数は概ね計画どおりの実績となっています。

医療型児童発達支援について、利用量、利用者数ともに各年度の計画値を下回っています。

放課後等デイサービスについて、各年度ともに実績が増加し、計画値を大きく上回っています。

保育所等訪問支援について、利用量は各年度とも計画値を下回っていますが、利用者数は平成30年度及び令和元年度において上回っています。

障害児相談支援は、実績値が計画値を上回る年はありませんでした。

3 地域生活支援事業の推移

第5期計画における本町の「地域生活支援事業」の実績を計画値と対比して以下に示します。 ※令和2年度の実績値は、令和2年8月末現在。

(1) 障害者相談支援事業など

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	1	0	1	0

障害者相談支援事業については、身近な相談窓口として、町内の事業所に相談窓口を設置するとともに、平成26年度からは近隣にある相談支援事業者に委託して実施しています。

地域自立支援協議会は、第5期計画期間中に実施しました。

成年後見制度利用支援事業については、計画値を見込んでいましたが実績はありませんでした。

(2) 意思疎通支援事業

事業名	単位 (月当り)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数	4	3	4	3	4	2

手話通訳者設置事業は、週2回、手話通訳者を住民福祉課に1人配置し、窓口対応に備えています。令和2年度からは週3回となっています。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用については、減少傾向にあります。

派遣事業については、利用者を把握し、適切に見込むことが必要であると考えます。

(3) 日常生活用具給付等事業

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	件/年	4	1	4	0	4	0
自立生活支援用具	件/年	5	8	5	3	5	0
在宅療養等支援用具	件/年	5	4	5	2	5	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	4	4	4	4	2
排泄管理支援用具	件/年	80	97	82	99	84	57
住宅改修費	件/年	3	0	3	0	3	0

各サービスとも年度によってばらつきはありますが、計画値を下回っています。排泄管理支援については、計画値を上回る利用に対応できたと考えます。

(4) 移動支援事業

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
移動支援事業	時間/月	500	358	500	336	500	212
	人/月	40	23	40	24	40	17

いずれの年度も利用量及び利用者数の実績値が計画値を下回っています。計画値に見直しの余地があると考えます。

(5) 地域活動支援センター事業

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
基礎的 事業	町内	箇所	1	0	1	0	1	0
		人/月	1	0	1	0	1	0
	町外	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/月	1	1	1	2	1	2
機能強 化事業	町内	箇所	1	0	1	0	1	0
	町外	箇所	1	1	1	1	1	1

現在、町内にサービスを提供する事業所はありません。利用者は、町外の事業所

に2人となっています。

(6) その他の事業

① 日中一時支援事業

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援事業	時間/月	400	313	400	422	400	508
	人/月	25	17	25	20	25	18

平成30年度では計画値を下回ってはいるものの利用時間数は増加傾向にあります。利用者数の実績値はほぼ横ばいといった状況です。

② 社会参加促進事業

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	件/年	1	0	1	1	1	0
こころのサロン	回数/月	2	2	2	2	2	2
	人/月	14	11	15	10	16	18

自動車運転免許取得・自動車改造助成事業については、令和元年度に1件の実績がありました。

また、心の健康に不安のある人を対象としたこころのサロンは、利用者数が平成30年度及び令和元年度は計画値を下回っていますが、令和2年度は利用者数が増加しており、今後もニーズが高まっていく大切な事業と考えます。

第4章 計画の基本方針

1 障害福祉計画の基本方針

障害福祉計画では、次の3点を基本理念として位置づけています。

1 障害者などの自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者などが必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに町及び京都府の地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2 町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスなどの実施

町が実施主体となり、身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者など障害福祉サービスの対象となる人の誰もが等しく適切にその利益を享受できるよう努めるとともに、京都府の支援などを得ながらサービス支給量など地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの充実を図ります。

3 入所などから地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、入所などから地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、今後、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて障害者の生活を地域全体で支えるシステムの整備を進めます。

また、学校からの卒業、就職、親元からの自立などの生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

2 計画策定のポイント

国で定められた「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針」に基づき、次に掲げる項目を今期計画の主な取組内容とします。

前回計画	今回計画
(1) 地域における生活の維持及び継続の推進	(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
(2) 就労定着に向けた支援	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(3) 地域共生社会の実現に向けた取組	(3) 地域生活支援拠点等の体制整備
(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	(4) 福祉施設から一般就労への移行
(5) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築	(5) 障害児支援の提供体制の整備
(6) 発達障害者支援の一層の充実	(6) 相談支援体制の充実・強化
	(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図る取組に係る体制の構築

3 令和5年度に向けた成果（数値）目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和2年3月31日現在の施設入所者数は15人です。そのうち、1人の地域生活移行を目標とします。

■目標数値

項目	数値	備考
令和2年3月31日時点の施設入所者数 (A)	15人	
目標年度入所者数 (B)	14人	令和5年度末時点の入所者数
地域生活移行者目標数	1人	施設入所からグループホームなどへ移行する人
入所者削減目標数 (A)－(B)	1人	

■第5期計画の進捗状況

項目	目標値	令和2年8月末現在
目標年度入所者数 (B) (令和2年度末)	14人	15人
地域生活移行者目標数	2人	1人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

山城北圏域障害者自立支援協議会の精神部会や、山城北圏域在宅療養児・者の地域生活支援ネットワーク会議等を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議を行い、システムの構築を推進します。

(3) 地域生活支援拠点等の体制整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなどの様々な支援を切れ目なく提供できるようにするため、地域生活支援拠点等の体制整備について、圏域や近隣市町村との連携も視野に入れ、地域自立支援協議会等で検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 令和2年度における年間の一般就労移行者数は2人で、令和5年度にも3人が一般就労に移行できることを目指します。

■目標数値

項目	数値	備考
令和2年度の一般就労移行者数	2人	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値(目標年度の一般就労移行者数)	3人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

■第5期計画の進捗状況

項目	目標値	令和2年8月末現在
令和2年度の一般就労移行者数	2人	2人

② 就労支援の強化を目指し、令和5年度末に就労移行支援事業利用者4人とします。

■就労移行支援事業利用者の目標数値

項目	数値	備考
令和元年度末の就労移行支援事業の利用者数	2人	令和元年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	4人	令和5年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

■第5期計画の進捗状況

項目	目標値	令和2年8月末現在
令和2年度の就労移行支援事業の利用者数	4人	2人

③ 就労支援の強化を目指し、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とします。

■就労移行率が3割以上の事業所の目標数値

項目	数値	備考
令和5年度末までに就労移行率が3割以上の事業所	1箇所	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 就学前の療育教室に加えて就学後の継続的な支援を展開していくため、町内における放課後等デイサービスのサービス提供について検討を進めます。

② 障害のある児童の地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、地域の実情も踏まえ、圏域や近隣市町村との連携も視野に入れ検討します。

③ 医療的ケア児に対する支援の強化を図るため、京都府が実施する研修会等への参加を促進し、医療的ケア児等コーディネーターの養成に努めます。

■国の指針による目標数値

項目	数値等
令和5年度末までに児童発達支援センターを町及び圏域で少なくとも1箇所設置	1箇所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を町及び圏域で構築	実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を町及び圏域で少なくとも1箇所確保	1箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所確保	1箇所
令和5年度末までに医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

毎月1回「大人から子どもまで障害・発達障害に関する相談」を開催し、各世代の不安や悩みに耳を傾けられるよう相談窓口の充実に努めます。

また、関係課及び関係機関との連携を深め、他のネットワーク等も活用しながら対応できるよう更なる強化を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図る取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の利用者に対する適正な給付を図るため、サービス支給量に係る基準の設定について地域自立支援協議会の中で検討していきます。

また、京都府等が実施する研修会等に積極的に参加し、担当職員の意識向上に努めます。さらに、サービス提供事業所向けの研修会等についても、積極的な参加を促進します。

第5章 各種サービス等の事業量見込み

1 自立支援給付の必要量の見込み

(1) 訪問系サービス

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	時間分/月	600	630	650
	人/月	38	39	40

■訪問系サービスの見込み量算出の考え方と見込み量確保の方策

訪問系サービスについては、第5期計画の実績の推移を踏まえ、いずれのサービスも見込み量を算出しています。

現行のサービス提供体制で対応できると思われませんが、新規事業所の参入促進も図り、よりニーズに対応できるよう努めていきます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分/月	800	850	900
	人/月	42	44	46

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	人日分/月	3	3	3
	人/月	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分/月	30	30	30
	人/月	2	2	2

③ 就労移行支援

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日分/月	30	40	50
	人/月	2	3	4

④ 就労継続支援（A型・B型）

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人日分/月	330	350	370
	人/月	16	17	18
就労継続支援（B型）	人日分/月	500	550	600
	人/月	30	32	34

⑤ 療養介護

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人分/月	2	2	2

⑥ 短期入所（ショートステイ）

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
短期入所	福祉型	人日分/月	70	75	80
		人/月	17	18	19
	医療型	人日分/月	4	4	4
		人/月	2	2	2

⑦ 就労定着支援

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人	1	1	1

■日中活動系サービスの見込み量算出の考え方と見込み量確保の方策

第6期計画では、相談支援事業所と連携をとりながら、サービス利用計画を参考に利用希望者を適切に把握するとともに、これらの事業を行う意向のある事業所などの把握に努め、今後想定されるニーズに対応できる日中活動系サービス提供事業

所の確保を図ります。

また、就労移行支援や就労継続支援については、特別支援学校、支援事業所、企業などの連携のもとで雇用促進に努めます。

そのほかの日中活動系サービスについても、身近な地域で必要なサービスを利用できるように、サービス提供体制を整備し、サービス量の確保に努めます。

- ① 生活介護は、令和2年度の実績見込みを参考に利用増を見込んでいます。
- ② 自立訓練（機能訓練）は毎年1人の利用を見込み、自立訓練（生活訓練）は、毎年2人の利用を見込んでいます。
- ③ 就労移行支援、④ 就労継続支援（A型）は、就労支援の強化を目指します。
- ④ 就労継続支援（B型）は、現在の利用者、特別支援学校卒業者の動向を予測し、見込み量を算出しています。
- ⑤ 療養介護は、前期計画実績から2人を見込んでいます。
- ⑥ 短期入所（ショートステイ）はこれまでの実績を踏まえ、利用増を見込んでいます。
- ⑦ 就労定着支援は、現在まで利用実績はありませんが、継続して就労を続けられるよう人数を見込んでいます。

（3）居住系サービス

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助(グループホーム)	人分/月	13	14	15
施設入所支援	人分/月	15	15	14
自立生活援助	人分/月	1	1	1

■居住系サービスの見込み量算出の考え方と見込み量確保の方策

共同生活援助（グループホーム）の見込み量については、広域的な連携を図り、実績を踏まえ利用増を見込んでいます。

自立生活援助については、入所施設やグループホームを退所し地域で生活するために必要な支援を行います。

支援を必要とする人が利用できるよう、相談支援事業所と連携をとり、事業所における入所状況などの情報収集、地域への理解促進に努め、住まいの場の確保を図ります。

(4) 相談支援

事業名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援	計画相談支援	人	60	65	70
	地域移行支援	人	1	1	1
	地域定着支援	人	1	1	1

■相談支援の見込み量算出の考え方と見込み量確保の方策

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用するすべての人を対象に実施できるよう、3年間で計画的に拡大していくこととしています。

地域移行支援は、3年間で3人の実施を目指し、入所施設あるいは精神科病院からの地域移行を目指し、さらに地域定着支援を実施する必要があると見込んでいます。

利用者の意向を尊重し、個々の状況に応じた適切なサービス支給決定が行われるよう、相談支援事業を実施していきます。

2 障害児通所給付の必要量の見込み

(1) 障害児支援サービス(児童福祉法)

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	日分/月	16	16	16
	人	2	2	2
医療型児童発達支援	日分/月	20	20	20
	人	1	1	1
放課後等デイサービス	日分/月	350	400	450
	人	33	35	37
保育所等訪問支援	日分/月	5	5	5
	人	2	2	2
障害児相談支援	人	25	26	27
居宅訪問型児童発達支援	日分/月	5	5	5
	人	1	1	1

■障害児支援サービスの見込み量算出の考え方と見込み量確保の方策

相談支援事業所と連携をとりながら、サービス利用計画を参考に利用希望者を適切に把握するとともに、これらの事業を行う意向のある事業所などの把握に努め、今後想定されるニーズに対応できる障害児支援サービス提供事業所の確保を図ります。

3 地域生活支援事業の必要量の見込み

障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業があります。

地域生活支援事業には、必須事業と任意のその他事業があり、本町では以下の事業を実施します。

(1) 必須事業

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	
相談支援事業等	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	
	地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業		実利用人数	1	1	1	
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	設置者	1	1	1	
	手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	実利用人数	3	3	3	
		利用回数	15	15	15	
手話奉仕員養成研修事業		受講人数	20	20	20	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件数	2	2	2	
	自立生活支援用具	件数	3	3	3	
	在宅療養等支援用具	件数	4	4	4	
	情報・意思疎通支援用具	件数	5	5	5	
	排泄管理支援用具	件数	100	110	120	
	住宅改修費	件数	1	1	1	
移動支援事業		延べ利用時間	400	400	400	
		実利用人数	30	30	30	
地域活動支援センター事業	基礎的事業	町内	箇所	1	1	1
			実利用人数	1	1	1
		町外	箇所	1	1	1
			実利用人数	1	1	1
	機能強化事業	町内	箇所	1	1	1
		町外	箇所	1	1	1
福祉ホーム事業		箇所	1	1	1	
		実利用人数	1	1	1	

※ 移動支援事業については月単位

※ 移動支援事業以外は年単位

■必須事業の見込み量確保のための事業推進方針

○ 理解促進研修・啓発事業

地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、チラシによる啓発活動などを行います。

○ 相談支援事業

障害者相談支援事業については、町内相談事業者の「相談支援事業所わお」や町外の二つの事業者への事業委託を継続するとともに、「障害者生活支援センターはーもにい」へは城陽市と共同で事業委託します。

また、平成28年度に久御山町地域自立支援協議会を設立しました。町内の課題を解決するための体制づくりに努め、障害者の地域生活と自立に向けた取り組みを推進します。

○ 成年後見制度利用支援事業

権利擁護業務を適正に行うことができる法人や個人の体制整備及び育成を図るための調査・検討を進めます。

○ 意思疎通支援事業

手話通訳者設置事業については、現在、手話通訳者1人を住民福祉課窓口に通3回配置しており、今後も継続・拡充を検討します。手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業は、利用対象者の要請に応じられるようサービスの確保を図ります。

○ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修の開催については、引き続き実施します。受講しやすいように日中と夜間の開催を隔年で行い、手話奉仕員の確保に努めます。

○ 日常生活用具給付等事業

過去の実績から利用件数を見込んでいます。障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、制度の啓発を図り、利用の促進に努めます。

○ 移動支援事業

障害のある人の社会参加を促進するため、新規のサービス提供事業者の確保に努め、過去の実績から利用人数、時間を見込んでいます。

○ 地域活動支援センター事業

町内では事業所がありませんが、引き続き近隣市の事業所と委託契約を行うことにより事業を実施します。

また、町内での事業実施について検討を進めます。

○ 福祉ホーム事業

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援します。

(2) その他事業

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
その他事業	訪問入浴サービス	人	1	1	1
	日中一時支援事業	時間	500	500	500
		人	25	25	25
	社会参加促進事業 (自動車運転免許取得・ 自動車改造助成事業)	件数	1	1	1
	社会参加促進事業 (こころのサロン)	回数	2	2	2
		人	18	19	20

※ 月単位

※ 社会参加促進事業（自動車運転免許取得・自動車改造助成事業）については年単位

■ その他事業の見込み量確保のための事業推進方針

○ 訪問入浴サービス

令和2年度からサービスの提供を開始し、実績をもとに利用人数を見込んでいきます。まだ新しいサービスでもあるので、事業の周知を推進し、利用者の増加に努めます。

○ 日中一時支援事業

前期の実績から、利用量、利用人数を見込んでいきます。移動支援事業と同様に新規のサービス提供事業者の確保に努めます。

○ 社会参加促進事業

- ・自動車運転免許取得・自動車改造助成事業は、年間1件の申請を見込み、障害のある人の社会参加を促進します。
- ・こころのサロンも現状の月2回を継続していきます。利用者の増加のため啓発に努めます。

第6章 障害福祉の充実に向けた今後の方向

1 障害や障害のある人に対する理解の促進

障害のある人が社会の中で基本的人権を有する一人の人間として尊重され、地域の中で暮らしていくには、地域の人達の理解と支援が重要です。

そのためには、障害のある人に対する偏見や差別の意識などをなくし、すべての人が障害や障害のある人に対しての理解や認識を深める必要があります。

障害に対する正しい理解が得られるよう、障害のある人とともに活動し、ふれ合う機会を促進するため、学校や職場、地域などにおける福祉教育の充実、ボランティア活動の推進などを働きかけていきます。

2 制度及びサービス内容の周知と普及

障害者施策をはじめ福祉関係の諸制度は改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況があります。利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度やサービスの内容の理解を深めていくことが必要です。

そのため、実施サービスの一覧・利用手続きなど、サービスを必要とするすべての人に、障害の程度に関わらず情報がいきわたるよう、障害福祉に関するガイドブックの充実、広報紙や町ホームページの活用などによる各種イベント情報の提供など、多様な情報提供体制による制度の普及と定着に努めていきます。

3 利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供

(1) ケアマネジメントの構築

利用者の意思に基づきサービスが提供されるためには、サービス利用計画作成におけるケアマネジメントが重要となります。

障害のある人や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定がなされるよう、相談支援事業所と相談支援専門員の確保に努め、適正な計画相談の実施を図ります。

(2) 障害福祉サービスなどの事業所に対する第三者評価

サービスを提供する事業所が利用者の求めるサービスの水準を把握し、良質なサービスの提供を効率的に行うためには、サービスの質の向上への取り組みが重要です。その実現に向けて公正かつ適切な評価としての第三者評価が必要となります。

また、利用者にとっても自らが自分に適したサービスを主体的に選択するために

は、サービスの質に関する情報の適切な提供が必要であり、その仕組みの一つとして第三者によるサービス評価が求められることから、地域自立支援協議会などによる評価体制の整備に努めます。

4 サービス提供に関わる人材の確保・育成

身体・知的・精神の三障害者及び難病の人について、共通の基盤のもとでサービスを展開することとなり、支援を担う専門人材の育成が求められています。

また、精神障害のある人の退院促進という流れの中で、よりいっそうの精神保健福祉に関わる専門人材の充実が求められています。そのため、精神障害、重度の全身性障害など、障害別ごとの専門的技術など、障害のある人の個々の状況に対応する技術の習得のための研修開催など、人材育成のための支援に努めます。

5 相談体制の充実

(1) 総合的な相談支援体制の構築

相談体制としては、緊急な状況への対応やライフステージごとに途切れない連続した相談など、多種多様な相談機能が求められています。

地域のさまざまな相談機能を活かしつつ、連携しながら対応できるよう、庁内各課・各相談窓口・関係機関・団体などとの連携を強化し、障害のある人に対する総合的で継続性のある相談を推進します。

また、身近な場所で気軽に安心して相談できるよう、社会福祉協議会やサービス提供事業所、身体・知的障害者相談員、民生・児童委員などとの連携強化を図ります。

(2) 相談支援に携わる人材の育成と確保

相談支援に携わる者は障害の特性や障害のある人の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験と研修などの受講が必要となっています。

そのため、府との連携のもと、相談支援従事者初任者研修や現任研修等の研修機会の充実を図り、相談支援に携わる人材の育成と確保に努めます。

(3) 障害のある人などに対する虐待の防止

障害のある人へ虐待が行われることのないよう、虐待の防止やその早期発見のため、関係機関と連絡調整を行うための体制整備に努めるとともに、障害者週間等を活用し、虐待防止に関する啓発についても取り組みます。

6 障害福祉サービスなどの充実

(1) 在宅・日中活動支援の充実

障害のある人の居宅での生活を支援する訪問系サービスの実施にあたっては、事業所への情報提供などにより、サービス提供体制の充実に努めるとともに、ホームヘルパーに対し研修への参加を促進するなど、専門性の確保と質の向上を図ります。

障害のある人が日中に自立した生活を送るための日中活動系サービスの実施にあたっては、利用者のニーズに対応できるよう、事業所の確保に努めます。

(2) 施設から地域生活への移行の推進

訪問系サービスを中心とした在宅サービスの充実や国の補助制度などの活用を図りながら、グループホーム運営の支援に努めます。

地域生活希望者に対しては、住居・就労・各種サービスに関することなど、日常生活に必要な情報提供を行います。また、移行後は地域での創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するため、地域活動の場の確保に努めます。

7 就労に向けた支援の充実

(1) 障害者に対する就労支援及び雇用の確保

障害のある人の就労支援を図るために地域自立支援協議会を活用し、特別支援学校、企業、施設、ハローワーク、行政などによる連携を強化し、情報の交換や意識啓発に努めます。

就労移行支援事業などを推進し、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。一般就労に移行した障害のある人が安心して働き続けることができるよう、障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら、職場適応に関するきめ細やかな支援をする公的なサポート制度であるジョブコーチ制度の周知・利用促進等を図り、就労生活の支援を推進します。

また、一般就労の移行にあたっては、障害のある人を受け入れる企業などに対して雇用促進を働きかけるとともに、「障害者雇用支援月間」(9月)などを中心に、企業・職員に障害のある人に関する適正な理解を促します。あわせて、町などの地方公共団体等が率先して障害者雇用の推進に努めます。

一方、障害のある人の雇用の促進と就労支援事業所で働く、障害のある人の就労収入の向上が図れるよう、「障害者優先調達推進法」に基づいて、障害者就労施設や障害のある人を雇用している企業などから、積極的に物品や役務を調達する取り組みを推進します。

(2) 福祉的就労に関するサービスの充実

一般就労だけでなく、福祉的就労への支援を充実させる必要があります。

そのため、一般就労は困難であるが、就労を希望する障害のある人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業などを通じて、福祉的就労への支援を行い、その充実を図ります。

8 手話施策の推進

平成30年度に制定した「あたたかい手の言葉でつながる心久御山町手話言語条例」に基づいて定めた「久御山町手話施策推進方針」により以下の取組を進めます。

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する取組

町内の事業所や学校等における職員による手話の出前講座や手話の関係団体とも連携したイベント等を開催することにより、手話に触れる機会づくりを進めます。

また、手話や聴覚障害に関するパンフレットの発行及び広報紙等による手話の啓発に努めます。

(2) 手話を使用しやすい環境の構築に関する取組

町内の在勤者を対象とした講習会を開催し、働く環境の中に手話のある社会を目指します。さらに、役場庁舎内においても町職員を中心に研修を実施し、福祉部局をはじめとした、窓口業務で手話を活用できる体制づくりを推進します。

(3) 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大に関する取組

町が主催する住民参加行事等で手話通訳者や要約筆記者を配置し、障害の有無に関わらず、多くの人が行事に参加できる機会の提供に努めます。

また、聴覚障害児・者及びその家族への相談体制等の充実を図ります。

(4) 手話通訳者の確保及び養成支援に関する取組

手話通訳者の養成に向け、手話関係団体と連携し手話奉仕員養成講座を開催します。そして、町独自に手話通訳者や手話奉仕員の登録や派遣を行う制度の構築について検討を進めます。

9 発達障害のある人への支援

発達障害のある人の人数は、国公立小・中学校及び高等学校に在籍している児童・生徒を対象とした通級による指導実施状況調査の結果を見ると、年々増加しています。

これらの人に適切な支援が行えるよう、発達障害児の早期発見を進めるために、母子保健や子育て支援担当部局との緊密な連携体制を確保するように努めます。

また、乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的支援が必要となるため、町療育教室や教育委員会、関係機関などを加え、一体となった取り組みを推進します。

10 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症をはじめとした、治療法が確立されていない感染症の流行に備えるため、それまでの経験や教訓を糧として影響を最小限に抑えられるように感染症対策を進めます。

また、サービス提供事業者及び利用者とその家族等においても最大限の予防に努め、利用者への支援が途切れない環境づくりを目指します。

第7章 計画の推進に向けて

1 地域での推進体制

本計画の推進にあたっては、サービス提供事業所やボランティア・NPO、民間企業、社会福祉協議会、民生児童委員協議会など関係機関との連携・協働が重要となります。

当事者のニーズに合ったサービスの提供を行うため、障害福祉にかかわるボランティア団体の育成に努めるとともに、当事者団体と行政との連携を強化し、住民と行政の協力体制を築いていきます。

関係機関参加のもと、平成28年度に設立した久御山町地域自立支援協議会と連携しながら推進していきます。

2 京都府・周辺自治体との連携

京都府と山城北障害保健福祉圏域に属する周辺自治体で構成する山城北圏域障害者自立支援協議会に参画し、広域的なサービス調整や新規事業者の参入を働きかけるとともにサービス利用の確保に努めていきます。

また、京都府が進めている、消費拡大による地域経済の活性化のため、障害者の就農促進を図る「農福連携事業」を、府と連携して推進していきます。

障害福祉サービスにかかわる人材の養成や就労機会の拡充などについても府と連携しながら推進していきます。

3 庁内の連携体制

障害者福祉施策については、教育、就労、保健・医療、都市整備など全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り推進体制を整え、進捗状況を調査し、全庁が一体となって各種施策を推進するとともに、課題の解決策等を次期計画に反映させていきます。

特に、障害福祉サービスが円滑に利用されるために、障害福祉サービスに関する情報の提供やサービスの質の向上を図るとともに、見込み量に応じた財源の確保に努めます。

用語解説

(1) 訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

身体、知的、精神障害のある人や障害のある児童のうち、日常生活に支障のある人の居宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動支援などを総合的に行うサービスです。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者(児)を対象とした、外出時の移動に必要な情報提供や移動の支援を行うサービスです。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行うサービスです。

重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人に対する居宅介護、その他のサービスを包括的に行うサービスです。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

常に介護を必要とする人に、障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生産活動の機会の提供を行うサービスです。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

- ・機能訓練 身体機能の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
- ・生活訓練 自立生活が困難な人を対象に、地域生活を営むうえで必要な訓練を行うサービスです。

就労移行支援

就労を希望する障害のある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込

まれる場合、一定期間、生産活動や職場体験などの機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行い、その適性に応じた職場の開拓や就職後の相談、その他の必要な支援を行うサービスです。

就労継続支援(A型・B型)

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

- ・A型 利用者と事業者が雇用契約を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
- ・B型 雇用契約は結ばずに、継続した就労の機会を提供し、生産活動その他の活動を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

就労定着支援

一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るため企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

(3) 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護が統合されました。

知的、精神障害のある人を対象として、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助・介護を行うサービスです。

施設入所支援

介護を必要とする身体、知的、精神障害のある人を対象に、入所施設において夜間や休日における居住の場を提供するサービスです。

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスです。

(4) 相談支援

計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての人を対象に、支給決定時にサービス利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行います。

地域移行支援

施設入所している人、または入院している精神障害のある人を対象に地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援などを行います。

地域定着支援事業

入所施設や病院から地域生活へ移行した人、家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人などに対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態などに常時、相談や対応を行います。

(5) 障害児支援サービス

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行うサービスです。

放課後等デイサービス

放課後等に施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案の作成を行います。また、給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成します。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児に対して居宅を訪問し発達支援を行うサービスです。

児童発達支援センター

施設に通う子どもの通所支援や、障害のある子どもや家族への支援、保育所・幼稚園などの障害のある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う施設です。

(6) 地域生活支援事業

◆必須事業

相談支援事業

障害のある人や介助者(介護者)などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行う事業です。

成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分である一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するための費用を助成する事業です。

意思疎通支援事業

聴覚・言語機能に障害のある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記者を派遣する事業、また、手話通訳者を配置する事業を通して、意思疎通の仲介などの支援を行う事業です。

日常生活用具給付等事業

重度障害のある人で、かつ当該用具を必要とする人に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付または貸与する事業です。

移動支援事業

屋外の移動が困難な障害のある人などに対して、社会参加を促進するためガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援する事業です。

地域活動支援センター事業

障害のある人に対して、通所により創作活動または生産活動の機会の提供、社

会との交流促進などを行う事業です。

◆その他事業

訪問入浴サービス

身体障害者等の状況により移送が困難な世帯に対して、移動入浴車を派遣することにより、家庭等で入浴を行う事業です。

日中一時支援事業

障害のある人に対して、通所サービス事業所などで日中活動の場を提供するとともに、その家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息を目的として実施する事業です。

社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するための事業で、スポーツ・レクリエーション教室の開催や、手話奉仕員養成研修、自動車運転免許取得・自動車改造助成などの事業があります。

こころのサロン

心の健康に不安のある人を対象に、仲間と交流しながらゆっくりと過ごしていただけるサロン活動です。

(7) その他

地域自立支援協議会

障害者総合支援法に規定され、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関や障害者等の福祉、医療、教育、雇用に関連する職務に従事する人等により構成される協議会です。

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

久御山町第6期障害福祉計画

久御山町第2期障害児福祉計画

発行：久御山町役場

編集：民生部住民福祉課

住所：〒613-8585

京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

TEL：075（631）9902/0774（45）3902

FAX：075（632）5933

発行年月：令和3年3月
